

《交野市立私市小学校 いじめ防止基本方針》(R3.4改訂)

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもの意識を育成することになる。ついては、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめ防止のための基本方針

(1) いじめ防止対策のための組織及び年間計画

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置し、必要に応じて心理等の専門的な知識を有する者やその他の関係者を加えて構成する。
- ② いじめの未然防止及び早期発見については、教育活動全体を通じて取り組むこととし、年間計画については、別紙に示すものとする。

(2) 未然防止のための取組み

- ① 平素から「いじめは絶対に許さない」という共通認識を図る。また、全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成していく。
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成するために、児童の主体的な活動の推進による絆づくりを進めていくとともに、分かりやすい授業づくりを進め、児童一人ひとりが活躍できるような授業の工夫、改善を進める。
- ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、児童が達成感を感じられるような取組みを行うとともに、幅広く人々から認められているという思いが得られるよう学校と地域が連携して取組みを行う。
- ④ 携帯電話やインターネット等が有しているメディアの特性等に関して理解を深め、児童の利用の実態を十分に把握し、発達段階に応じた情報モラル教育を行っていく。

(3) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であることから、教職員は、児童のささいな変化に気づく力を高めるために、計画的な研修を実施する。
- ② 実態把握の方法として、学期ごとのアンケート調査を実施するとともに、普段から実態の把握を図り、必要に応じて家庭訪問を行う等、対応についての共通理解を図る。
- ③ 教育相談等の実施や臨床心理士、スクールカウンセラー、市教育センターの教育相談員への相談等、いじめに関していつでも相談できる体制を整えるとともに、全児童、保護者に周知する。
- ④ いじめの証言者が、いじめの対象にならないように充分配慮するとともに、その行為が当然の行為であること、勇気ある行為であることを児童に十分理解させるように努める。

3 いじめへの対処

いじめの疑いがある場合、早い段階からの確に関わり、いじめを受けた児童等の安全を確保する。また、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。その際、いじめを知らせてきた児童がいる場合、その児童の安全も確保する。

また、いじめの発見、通報を受けた時には、「いじめ不登校対策委員会」を開催するとともに、組織的に対応にあたる。また、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無について確認をする。その際、必要に応じて、交野市教育委員会や交野警察署等の関係機関と連携して対応を行う。

(1) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

- ① いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ② 迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、当該児童を徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝える。また、当該児童の安全を最優先に考え、学校全体で見守りを行うなど、当該児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ③ 状況に応じて、臨床心理士、スクールカウンセラー、教育相談員、教員経験者、警察官経験者などの専門家の協力を得て、組織的に対応する。

(2) いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

- ① いじめを行った児童に対し、事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で教育的配慮の下、指導を行い、自らの行為の責任を自覚させ、再発を防止するために、保護者への助言を継続的に行う。
- ② 校長及び教員は、いじめを行った児童に対して、教育上必要があると認められるときは、適切に懲戒を加える。必要ならば、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられる措置をとる。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを傍観、同調した児童に対しても、自分の問題として捉えさせるため、やめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。また、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるよう努める。

4 いじめ解消の定義

- (1) いじめにかかる行為が止んでいること。
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

5 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態だと申し出があった場合は、状況にかかわらず重大事態として対応しなければならない。

(2) 調査等

- ① 重大事案が発生した旨を、交野市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 交野市教育委員会と協議の上、「いじめ不登校対策委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。